

6 環境騒音の状況

1 目的

騒音規制法第 21 条の 2 の規定に基づき、道路に面する地域以外の一般地域における騒音について、環境基準の達成状況を把握するため、測定を実施しました。

2 測定期間 ： 令和 5 年 12 月

3 測定地点（表－1 参照）

道路に面する地域以外の一般地域（騒音に係る環境基準の類型指定地域内）において、平、小名浜、勿来等の地区を代表する 10 地点を選定しました。

4 測定結果の概要

測定結果は、表－1 に示すとおりです。すべての地点で昼夜間ともに環境基準を達成しました。

表－1 測定地点及び結果

No.	測定地点	用途地域	類型	測定結果		環境基準	
				昼間	夜間	昼間	夜間
1	中央台鹿島 1 丁目地内 (大気汚染常時監視局（中央台局）)	第一種低層 住居専用地域	A	47	43	55	45
2	平赤井字田町地内 (赤井公民館)	第一種住居地域	B	48	41		
3	好間町中好間字中川原地内 (好間公民館)	第一種住居地域	B	45	38		
4	小名浜大原字六反田地内 (環境監視センター)	第一種住居地域	B	44	39		
5	鹿島町走熊字鬼越地内 (鹿島公民館)	第二種中高層 住居専用地域	A	48	43		
6	江名字戴倉地内 (江名公民館)	第一種中高層 住居専用地域	A	43	36		
7	金山町朝日台地内 (大気汚染常時監視局（金山局）)	市街化調整区域	B	43	40		
8	勿来町窪田小島地内 (勿来公民館)	第一種住居地域	B	45	42		
9	内郷高坂町四方木田地内 (総合保健福祉センター)	第一種住居地域	B	45	38		
10	常磐湯本町栄田地内 (大気汚染常時監視局（常磐局）)	第一種住居地域	B	49	45		

(単位：デシベル)

- (注) 1 用途地域とは、都市計画法に定める用途地域を示します。
2 類型とは、騒音に係る環境基準の類型を示します。
3 昼間とは午前 6 時から午後 10 時まで、夜間とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間帯を示します。